

令和4年度 第1回小樽市国民健康保険運営協議会 会議録

日時	令和4年5月30日(月) 13:00~13:40
場所	消防講堂
出席者	片桐会長、鈴木委員、加藤委員、桂委員、橋口委員 栗田委員、近藤委員、石丸委員、堀口委員 勝山福祉保険部長、長谷川福祉保険部次長、津川保険年金課長、 橋本福祉保険部主幹、渡部主査、庶務係長、保険係長、 外係員2名
欠席者	竹島委員、藤部委員
庶務係長	<ul style="list-style-type: none">・ ただ今より「令和4年度 第1回 小樽市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。・ なお、本日は藤部委員、竹島委員が所用により御欠席のため、11名中9名の御出席をいただいております。・ それでは、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。・ 初めに、令和2年度第3回協議会より新型コロナウイルス影響により書面開催が1年以上続いておりましたが、その間に新たに委員として御就任いただきました方を御紹介いたします。・ 「公益を代表する委員」として御就任いただいております、増田委員の後任として、令和3年5月より堀口委員に御就任いただいております。・ 「国民健康保険医を代表する委員」として御就任いただいております、阿久津委員の後任として、令和3年6月より鈴木委員に御就任いただいております。・ 「公益を代表する委員」として御就任いただいております、古川委員の後任として、令和4年4月より小樽年金事務所長の竹島委員に御就任いただいております。本日は御欠席です。・ 新しい委員の方が加わりましたので、本来であれば委員の皆様にご挨拶を賜りたいところですが、時間の都合上割愛させていただきます。・ 続きまして、書面開催が続いておりましたので、改めまして福祉保険部担当者を御紹介させていただきます。なお、各担当者の御挨拶は省略させていただきます。・ 福祉保険部長の勝山、福祉保険部次長の長谷川、福祉保険部保

険年金課長の津川、福祉保険部主幹の橋本、福祉保険部主査の渡部、保険年金課保険係長の佐藤、保険年金課庶務係長の小路です。よろしくお願いいたします。

片桐会長

- ・ 続きまして、片桐会長から御挨拶をいただき、以降は会長に議事の進行をお任せしたいと思います。会長よろしくお願いたします。

- ・ 皆さんこんにちは。

これから「令和4年度第1回小樽市国民健康保険運営協議会」を始めたいと思います。

長きにわたりまして書面開催でしたけれども、ようやく対面での開催が可能となりました。忌憚のない活発な御意見をとと思います。では、以降は着座にて進行させていただきます。

- ・ それでは、これより議事に入ります。議事録署名人につきましては、被保険者代表の石丸委員と国民健康保険薬剤師代表の桂委員をお願いしたいと存じます。

保険年金課長

- ・ まず、議題(1)「令和4年度国民健康保険料確定賦課について」事務局から説明をお願いします。

- ・ それでは、事務局から御説明させていただきます。

- ・ 本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。できるだけ簡略に、御説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ・ それでは、お手元の資料を基に説明させていただきます。

- ・ 「資料1」を確認ください。まず最初に保険料の仕組みについて説明いたします。保険料は、国保加入者の医療費などの経費に充てられる医療分、75歳以上の後期高齢者の医療費について、現役世代がその一部を負担することとされている分の後期高齢者支援分、40歳以上65歳未満の“介護保険2号被保険者”の方の介護保険料分、加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっている介護給付費納付金分、の3階建てに分かれて構成されています。

- ・ 次に保険料の算定についてですが、その年に見込まれる北海道へ納める納付金や保健事業費などの歳出に対して、北海道からの交付金や市からの繰入などの歳入との差額が保険料総額であり、不足分を保険料で徴収するという仕組みになっております。

- ・ その必要な保険料総額を集めるため、なかなか納めてもらえない、あるいは軽減になるなどを見越してその分を上乗せして、

その下の賦課総額というのを決めることとなります。

- その賦課総額は、条例で定める賦課割合で按分して賦課することがルールとなっており、世帯の加入者の所得に応じて計算される所得割、世帯の加入者数に応じて計算される均等割、1世帯ごとに計算される平等割、条例で定めた割合で賦課されることとなります。後ほど御説明しますが、令和4年度は所得割45%、均等割32%、平等割23%です。
- 「資料2」を御確認ください。令和4年度国民健康保険確定賦課についてであります。これまでの経過として、まず、標準保険料率賦課割合についてご説明させていただきます。
- 標準保険料率賦課割合とは、平成30年度の国保財政運営の都道府県単位化に伴い、都道府県から示されるようになった、統一的なルールに基づき積算された各市町村の保険料率の賦課割合のことです。「道内どこへ行っても所得や世帯構成が同一であれば同一の保険料」とすることが目標となっており、北海道国保運営方針では、道内全市町村が令和12年度までに標準保険料率を適用するように求めています。
- ところが、令和2年度時点で、北海道が求めている標準保険料率賦課割合が、所得割36%、均等割37%、平等割27%に対し、小樽市の賦課割合は所得割54%、均等割29%、平等割17%となっており、大きく乖離している状況にありました。そのため、激変緩和を考慮し、令和3年度から10年かけて標準保険料率を適用することといたしました。令和4年度は標準保険料率賦課割合適用に向けた取組の2年目に当たり、前回書面開催での運営協議会において所得割45%、均等割32%、平等割23%で条例改正をする旨了承いただき、3月に改正したところです。
- 賦課総額は、先ほどご説明したとおり、条例で定める賦課割合で按分して賦課するルールとなっており、計算の結果、令和4年度の保険料については、下の段の表のとおりとなりました。詳細は、後ほど資料4で御説明します。
- なお、令和4年度においては、保険料の計算に当たって、標準保険料率の適用による激変緩和とコロナ禍での負担増を少しでも軽減するため、基金を5千万円投入することとして予算計上しており、今回の計算に適用しております。
- では、「資料3」をご覧ください。
- 詳しい説明は省略しますが、歳入・歳出ともに、令和4年度予

算額や、北海道から示された最新の額を計上しています。

- この表にある歳入と歳出の差額を保険料で集めるということになります。令和4年度については、先ほどご説明した激変緩和分の5,000万円などを加えた約1億1,600万円を基金から繰入し、最終的な医療分の収入不足額、すなわち保険料総額が約11億6,000万円となります。
- 同様に右側上の表、後期高齢者支援金分については、約3億5,700万円の保険料総額、その下の表、介護給付費納付金分については、約9,000万円の保険料総額となります。
- この保険料総額に保険料の軽減分や収納率等を考慮し、賦課総額を計算し、条例で定めた賦課割合になるように所得割率、均等割額、平等割額を算出するものです。
- 次に「資料4」をご覧ください。
- 左側の表はそれぞれ今回算出した保険料率と昨年度の保険料率を比較しているもので、上から順に、(1) 医療分、(2) 後期高齢者支援金分であり、(1) と (2) を足したものが全被保険者対象のものとなります。(3) 介護給付費納付金分は、40歳から64歳の被保険者がいる世帯が対象となります。
- 3区分とも所得割の料率が下がる一方、均等割・平等割の金額が上がっております。これは、先ほど説明した、北海道が求めている標準保険料率賦課割合に小樽市の賦課割合を適用するために、激変緩和を考慮し、令和3年度から10年かけて標準保険料率を適用する取り組みの2年目に当たることから、応能割である所得割が下がり、応益割である均等割・平等割が上がることとなります。
- なお、所得割の料率、均等割・平等割の金額のいずれも、令和4年度予算積算時の想定料率とほぼ同じとなっております。
- 右側の表は、全調定額と一人当たりの額、一世帯当たりの額の比較です。中段の全被保険者が対象の(1) と (2) を足したもので行きますと、昨年度と比較し、年額で一人当たりで1,141円、一世帯当たりで680円高くなる計算になります。
- また、一番下の段に参考といたしまして、令和4年度から導入された未就学児の均等割軽減に係る対象被保険者数とその額を記載しております。
- 次に「資料5」をご覧ください。
- この表は、給与収入を縦軸に、世帯人数を横軸にした、収入・

世帯ごとの年額保険料の目安です。横軸の世帯人数、1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯となっていますが、それぞれ収入に応じた保険料額が記載され、その右側に対令和3年度の確定賦課との比較が記載されております。所得割の料率が下がる一方、均等割・平等割の金額が上がっておりますことから、単身世帯で言うと給与収入200万円を超えた辺りが、負担の増減の境になります。

- ・ 次に、「資料6」を御覧ください。
- ・ 「一人当たり保険給付費の推移」について、保険給付費、すなわち医療費のうち国保会計で負担する分のグラフとなっております。
- ・ 半分から上段が確定賦課時の数値、すなわち5月時点での見込みの値であり、下段が最終的に年度末でどの程度の保険給付費、医療費がかかったかという決算数値です。それぞれ左側のグラフが一人当たり保険給付費、右側のグラフが保険給付費総額となっております。
- ・ 確定値である下側の決算数値でいいますと、右側、保険給付費総額は、毎年、国保加入者数の減少に伴い減少傾向にあります。令和2年度はコロナによる受診控えなどの影響で大きく減少していることから、その影響で令和3年度は増加となっていると考えられます。
- ・ 左側の1人当たり保険給付費は先ほど説明した例外的な令和2年度を除き、基本的に年々微増ながら上昇している傾向にあります。
- ・ こちらの料率は、本日の協議会で了承を得られましたら、6月1日(水)に料率の告示を行いまして、納付通知書の作成に取り掛かり、6月13日(月)に納付書を発送する予定です。
- ・ こちらの説明は以上です。
- ・ ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等ありますでしょうか。
- ・ コロナ等の軽減を図るために、基金から5千万投入するという御説明がありましたが、結果としてそれはどこにどういった効果が出るのでしょうか。
- ・ 資料3をご覧ください。いわゆる国保会計の支出になりますけれども、保険給付費、ここが医療費になりますが、これというのは全く同額が北海道から交付金として支給されます。国保の

片桐会長

橋口委員

保険年金課長

収支はどういったところから決まっていくかという、北海道に支払う納付金というのがありますが、北海道のほうから昨年の12月辺りに示され、つまり小樽市が払う金額がほぼここで固定され、補助金とか交付金がある程度計算される形になります。歳出から歳入を引いた金額が、各市町村が保険料として市民の皆様になめていただく、という数字になります。歳入の部分に基金を入れることによって、保険料として求める金額が下がり、全体として一人当たりの保険料が安くなる、ということになります。基金はそのような形で反映されます。

橋口委員

- ・ 結果として、収入ごとの保険料について公平に反映されるという理解でよいでしょうか。

保険年金課長

- ・ 特定の何かに充てられるということではなく、全体として充てるような形になります。

橋口委員

- ・ わかりました。

片桐会長

- ・ 他に質問はありますでしょうか。この後話を聞いてまた質問等がありましたらその時点でなさっても構いませんので、とりあえずここでは今の説明のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

- ・ そのように決定いたしました。

保険年金課長

- ・ 次に、議題(2)「令和3年度国民健康保険事業特別会計の決算状況について」事務局から説明をお願いします。
- ・ それでは、説明させていただきます。
- ・ お手元の「資料7」「令和3年度国保特別会計収支表」を御覧ください。
- ・ まだ、5月中は出納整理期間中で、令和3年度分の保険料の入金があるなど、金額が最終確定していない部分がありますので、決算見込みという形でお示ししております。
- ・ 決算見込みといたしましては、下段「歳入」の決算見込みの合計136億6,717万5千円から、上段「歳出」の決算見込みの合計134億8,382万5千円を引いた額、下のA(歳入-歳出)にある1億8,335万円が、現時点での見かけ上の黒字額となります。
- ・ 見かけ上というのは、一旦この黒字額を令和4年度に繰り越すのですが、下のBにもありますとおり、すでに道の特別交付金等の超過交付分として令和3年度にもらいすぎた分を令和4年度で621万9千円を道に返還する予定となっており、実質的な黒字額、新たに基金に積み立てることができる額は下のA-Bの

とおりに、1億7,713万1千円となっています。

- ・ 最終的な黒字分については、9月から10月に開催される第3回定例会におきまして、令和4年度予算に繰越金として計上する予定となっております。その繰越金から超過交付分の返還金を差し引いて基金に積み立てることにしたいと考えております。
- ・ なお、資料7の最下段にあるとおり、令和3年度に道から交付された交付金のうち、「結核・精神医療費多額」分の8,587万8千円は、道が行う事業となったことから、令和3年度に一度市町村に交付された金額を、令和5年度の道への納付金に上乗せする形で、道に支払うことになっております。そのため、令和3年度の実質的な収支は、1億7,713万1千円から8,587万8千円を引いた、9,125万3千円の黒字となります。
- ・ いずれにいたしましても、正式な決算状況につきましては、8月下旬に予定している第2回の運営協議会で、改めて御説明させていただく予定としております。
- ・ 令和3年度の「決算見込みの状況」につきましては、以上でございます。

片桐会長

- ・ ただ今の説明につきまして、ご質問等ありますでしょうか。
- ・ 質問ということではありませんけれども、小樽市の規模で比較すると、国保の黒字分9,100万円というのは平均的なのでしょうか。少ないほうか、多いほうか、わかる範囲で。

庶務係長

- ・ 毎年他都市の国保会計データが出ておりますけれども、市によってばらばらです。課長から説明があったとおり、北海道に納める納付金が決まり、それに対する保険料を徴収させていただくということで、なかなか市町村単位で黒字・赤字が大きく出るといった状況はありませんので、今回決算見込みで出した9,100万円の黒字が他市と比べて多いか少ないかというのはなかなか難しいところになりますが、今回につきましては、歳出の総務費に当たる経費の不用額がある程度出たこと、見込み以上の保険料が入ってきたということで大きな黒字額になったかと考えております。

片桐会長

- ・ ありがとうございます。他にご質問等ありますでしょうか。

橋口委員

- ・ 失念してしまったのですが、基金の積み立てというのは、繰り入れたのち、いくらになりますか？

保険年金課長

- ・ 現時点で、令和4年度の大体の基金の残額の予測というのは約2億1千万円程度と想定しております。なので実質的な黒字が9

- 千万円だということを考慮しますと、あくまで現時点の見込みになりますが、約3億円になると想定しております。
- 橋口委員
- ・ 3億円に、令和4年度の収支表の基金1億1600万円を繰り入れるということですか？
- 保険年金課長
- ・ 1億1600万円の繰り入れを想定して残額が2億1千万円になり、そこに9千万円を足して3億円になります。
- 橋口委員
- 片桐会長
- ・ わかりました。
 - ・ 他に御質問、御意見等がないようですので、議題(2)について、ただ今の説明のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
 - ・ そのように決定いたしました。
 - ・ 本日本日予定しておりました議題は終了しましたが、(3)「その他」で何かありましたら、お受けいたします。御意見、御質問等ありますでしょうか。
 - ・ ないようですので、事務局よりお願いいたします。
- 保険年金課長
- ・ それでは、事務局から御報告させていただきます。
 - ・ 「資料8」を御覧ください。本市では、昨年度及び一昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難になった世帯に対する減免制度を令和4年度も実施いたします。
 - ・ まず、減免の対象となる方についてですが、資料の一番上の①ですが、主たる生計維持者が、当該感染症に感染し、死亡又は重篤な傷病を負った場合は、保険料が全額免除となります。
 - ・ それから②ですが、当該感染症の影響により、主たる生計維持者の、本年の事業収入、給与収入等のいずれかの収入について、令和3年と比較して3割以上の減少が見込まれるほか、何点かの要件に該当する場合、減免の対象となり、保険料の一部又は全部が減額となります。
 - ・ 減免の基準等は昨年度と変わっておらず、実際に減免となる額の計算方法につきましては、その下に記載のとおりとなります。
 - ・ 最後にもう一点、国保運営協議会委員の任期についてです。当協議会委員の任期は3年と定められており、現在委員の皆様は令和4年6月14日にて任期満了となります。すでに所属団体等に次期委員の推薦をお願いさせていただいておりますが、引き続き、本市の国民健康保険事業の運営に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

片桐会長

- ・ 事務局からは、以上でございます。
- ・ 他になければ、以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了いたします。

以上